

**MOTOROLA**

材料または方法仕様

NO. **12G02897W18**

グローバル共通仕様

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **1 / 24**

版	情報源	変更詳細	日付
O	P. Morgan	イニシャルリリース	1996年4月9日
A	J. Prichard	メモを更新	1996年9月17日
B	R. Franz	レスポンスシートを追加	1998年8月7日
C	W. Scheffrahn	サプライヤレスポンスシートを更新	1998年8月21日
D	J. Plyler	全セクションを更新、用語の変更および材料一覧の変更を反映。禁止および報告義務のある材料一覧を規制、制約および報告義務のある物質のエコデザイン一覧と置き換える。報告用紙が修正。	2001年4月18日
E	S. Scheifers R. Franz M. Loch	全セクションを完全に書き直し、サプライヤ用のドキュメントを簡素化。構造と付録を修正。同時にエコデザイン一覧およびエコデザインと統一性を持たせるように改版。再利用コンテンツ報告用セクションを追加、新しいグループ報告方式、サプライヤの情報開示を補佐するウェブリンクが追加。法律部門推奨用語を追加。	2002年6月14日
F	S. Scheifers B. Kierl G. Avila	規制物質一覧更新（州法案 65 確定、アゾ染料、特定のグリコールエーテル、新規閾値）。法的条項が削除され、ベンダーコンプライアンス認証仕様に挿入。この仕様を参照する、正式な電子様式の報告を組み入れる。このドキュメントはより明確にするために、再フォーマット。	2003年3月31日
G	S. Scheifers G. Avila	この小規模な修正により、付録 C に「セクション 4-寿命を迎えた車両用指令(ELV)」を新しい承認基準よとして追加。そして付録 D のサプライヤ開示用紙のセクション 1 に部品説明フィールドを追加。	2003年9月25日
H	W18 チーム M. Murdock	主要な修正の内容：内蔵電池のガイダンス。定義の統合。禁止されている物質、コンプライアンスコネクトおよび EEE などの新しい定義/手順を導入。サプライヤ開示用紙使用の中断およびコンプライアンスコネクトを介して均一物質の報告が必要。法的参照文献の削除。報告要件の合理化、付録 A の禁止、規制および報告義務のある物質の報告閾値の統合。多くの承認基準閾値が規制要件に沿うように修正、そしてそれらの要件を参照。グローバル承認基準を更新し、電池向け EU 指令 98/101/EC 要件を含める。	2005年2月21日
J	PRSS 環境 COP	小規模な修正の内容：範囲の簡素化。より明確にするために、定義の追加または小規模修正。例外時において IPC1752-1 報告用紙の使用を導入。推奨印刷参照言語の追加。「その他」の報告の変更。付録 A 一覧に小規模変更。EU RoHS および ELV 指針の控除事項に調和。グローバルな電池および梱包規制要件を含める。 注記:この修正("J")に対する承認基準は、先の修正"H"と同等あるい	2006年4月3日

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **2 / 24**

はそれ以下の厳しさである。修正“H”を満たす備品は、この修正の要件を満たす。

K	W18 チーム J. Plyler	この修正の内容: 参照文献の修正。サプライヤの責任の明確化。報告義務一覧での過塩素酸塩類および放射性物質の追加。「砒素および砒素化合物」、「臭素化難燃剤」および「PVCと塩化ビニルモノマー」を報告義務項目から規制項目に移動。ECOMOTO 製品に対する製品承認基準の追加 (新しい付録 C セクション 1) および付録 C セクション 2、3 および 4 の基準と例外の更新。このバージョンにおける変更は、電池、木製包装およびモバイルデバイス事業で使われている部品に最も影響がある。	2007年 8 月 6日
L	W18 チーム W. Janisch	この修正の内容: モバイルデバイス事業(MDb)に対する固有なコンプライアンス基準を文書化するために、セクション 5 の追加。MDb はもはやセクション 2 に準拠しない。フタル酸、ペルフルオロアルキル化合物(PFAS)、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびニッケルは報告義務項目から規制項目に移動。モトローラ 1202897W19 は参照用文献として追加。	2008年 4 月 1日
M	W18 チーム Matt Norton	EC 決定に従い、DecaBDE 適用外言語を削除。非該当または明確さのために観察中の免除項目を削除およびセクション 2 の免除項目 16 およびセクション 5 の 13 (未使用) を含む EDM 処理を削除。製品スチワードシップチーム指針に従いセクション 3 米国要件を削除。自動車に関するセクション 4 を削除 (基本的には 2008 年 RoHS に一致させ、使用を制限)。ホルムアルデヒドも報告書義務項目に追加。特定カテゴリへのメモとして、特定物質として PAH/PCAH とポリ塩化ナフタレンを追加。セクション 8、EHS に対するドキュメントメンテナンス責任を修正。Ecomoto 付録 C セクション 1 にフタル酸を追加。部品資格についての付録 C メモを削除。承認基準に関するセクション 6 に対して編集上の修正を行い、現行のプラクティスを反映した。付録 A 報告義務セクションにおいて、クロムと鉛の後の「EEE において」を削除。	2008年 5 月 1日

1. 範囲:

この仕様はモトローラのお客様に対する製品の製造と発送の際に使用されるアイテムや材料のモトローラ社の材料公開要件を説明したものです。モトローラ社が除外、削減または報告義務の対象としている物質の一覧は、付録 A にあります。

2. 定義:

組立て - 組立てとは、解体を意図しない部品や材料の集まりまた、特別なツールがない限りエンドユーザが合理的な形で解体できないものです。製品は組立てできたものとされます。



題名: 規制および報告義務のある材料の開示			
修正日付: 2008年5月15日	メモ: GS2757	版: M	ページ: 3 / 24

禁止されている物質 - これらの物質は、承認基準で除外と記入されていない限り、あらゆるレベルにおいて使用が許可されていない物質です。

CAS 番号 - または CAS (Chemical Abstract Service) 登録番号(CASRN)は、化学物質を特定する固有な番号です。アメリカ化学会の一部門である CAS 登録が割り当てた CASRN は、個々の物質を特定するため既存の唯一の方法です。CASRN は原材料サプライヤまたは直接 CAS 登録から取得することができます。

コンプライアンスコネク、W18 電子報告ツール、eW18 - コンプライアンスコネクは自動車業界用の標準コレクション用ツールで、モトローラ社により採用されています。詳細は <http://www.motorola.com/citizenship/materialsdisclosure> をご覧ください。

規制物質 - これらの物質は製造処理において限られた用途で使用あるいは付録 A に指定されているレベルにおける特定用途に使用が限定されています。

EEE - 電気電子機器

均一物質 - ヨーロッパ連合技術適用委員会が定義している物質。異なる物質に機械的に解体できない均一物質は「全体を通して均一な組成物」です。セラミック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティングなどが例です。「機械的に解体」という用語は、「物質が原則的に、ネジを外す、切る、潰す、削るおよび研磨剤を用いて処理などの機械的な行動で解体できる場合」を指します。

例として次のものを挙げます。

- メッキされた鉛のフレームは2つの材料（メッキ材と鉛のフレーム）から成り、それぞれを別々に規制された材料として評価しなければならない。
- プラスチックのカバーは、1種類のプラスチックでできており、他の材料でコーティングあるいは他の材料が付属していたり、中に入らない場合は「均一物質」とされる。この場合、プラスチックには RoHS 指針の最大許容濃度値(MCV)が適用される。
- 非金属絶縁材で囲まれている金属配線から成る電気ケーブルは、機械的処理で物質が分離できないので、「非均一物質」の例である。この場合、個々の物質に対して最大許容濃度値が適用される。
- 半導体のパッケージには、プラスチック成形材料、鉛のフレーム上の錫電気メッキ、鉛フレームの合金および金ボンディングワイヤーを含む、多くの均一物質がある。

IPC1752-1 - IPC1752 は IPC により開発された環境データ用の電子データ交換用基準で、主要 OEM、契約メーカー、部品メーカーおよび材料サプライヤが参加しています。「-1」という名称は、この基準のもとで開発された特定の書式番号で、RoHS 規制物質の「はいいいえ」宣言、共同業界ガイド(JIG101)附属書 A & B 物質および追加製造関連情報をサポートしています。

意図的に追加 - 「意図的に追加」とは、材料または部品の形成に故意に使用されたことを意味し、特定の特長、外観または品質を提供するために、最終製品にその存在が継続的に希望されていることを示します。意図的に追加された物質および材料は、サプライチェーンの任意の時点で起きます。つまり、下層のサプライヤが材料または物質を追加した場合、1次請けがモトローラ社に報告しなければなりません。さらに、処理中に導入された触媒は、意図された追加物質として必ずみなされます。新しい製品の製造用原料として使われるリサイクル材料において、その一部に規制を受けている金属が含まれている場合でも、意図された追加とは見なされません。

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **4 / 24**

材料 - 材料とは部品を作るために使用されるものです。「材料」は1つ以上の「物質」から出来ています。
注記:1つの物質だけから成る材料はあまりありません(例えば、すべての金属は意図しない不純物あるいは合金を作る際に意図的に導入された薬品という形で、他の物質が少量ながら含まれています)。

部品 - 部品はサプライヤがモトローラ社に販売する任意のアイテムまたは組立て品で、モトローラ社の製品に組み込まれます。

消費者が製品を利用した後に再利用された資源 - 製品または部品に含まれている再利用された資源のことで、元のライフサイクルを終了した材料を使用して組み立てられたもので、固形廃棄物として破棄されるのではなく、他の部品に再利用されています。

工場から再利用された資源 - 製品の部品または材料に含まれている再利用された資源のことで、それは産業廃棄物または副産物(時として工場からのスクラップと呼ばれるもの)で、製造の流れから流用されたものです。工場からのスクラップは、元と同じまたは異なる処理方法を用いて、材料や部品を製造するために使用することができます。

報告義務のある物質 - これらの物質は現在使用が禁止または規制されていませんが、禁止または自主削減が起きる可能性が高い、または完成品の寿命管理に影響します。

報告閾値 - 物質または材料がある限界値以上になると、その存在を報告する義務のある濃度を定義します。

物質 - 「物質」とは、化学元素、化合物またはポリマーで、CAS番号があります。例えば、ステンレススチールは通常次の物質:鉄、カーボン、マンガン、シリコン、クロム、ニッケルなどから構成されています。重合体であるポリカーボネートはCAS番号(25037-45-0)が割り当てられているので「物質」です。レキサンはある物質のブランド名です。レキサンはポリカーボネート以外の構成物質が追加されており、CAS番号がないので「物質」ではありません。

物質濃度 - モトローラ社ではppm(百万分の一)で物質の濃度を表します。ppm(百万分の一)は、1,000,000*の物質質量を均一物質の質量で割ったものです。濃度には単位がありません。例えば100ppm = 0.01% = 100mg/kgです。

下層サプライヤ - モトローラ社に直接販売しないが、モトローラ社の製品に組み込まれる材料または部品を販売または提供している任意の会社のこと。

サプライヤ - モトローラ社が製品に使用することを意図する、材料部品または組み立て品をモトローラ社に販売または提供している会社のこと。ここで、サプライヤ、1次請けサプライヤおよびベンダーは互換性があります。

3. モトローラ社の責任:

コンポーネント仕様を準備する設計者および職員の責任内容:

3.1. 次のように、モトローラアイテムのすべての印刷物について、この仕様に対する適切な参照文書が必ず用意されているようにすること。

3.1.1. モトローラアイテムに対するすべての印刷物は、12G02897W18に参照すること。

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **5** /24

3.1.2. 印刷物のメモにはモトローラアイテムに該当する付録 C における適切なセクションへの参照が必ず入り、許可されるすべての除外項目について詳細を示すこと。

3.1.3. 印刷物のメモは現行バージョンの W18 (例えば「改版 K」) が含まれることがあり、これは仕様番号の直後に入れること。

3.1.4. 印刷物で使用する推奨言語:

「サプライヤは必要なすべての情報を提供し、モトローラ社の規制および報告義務がある物質開示 12G02897W18 要件に遵守すること。モトローラ社はこの仕様の付録 C, セクション[“1”, “2”, “3”, “4” または“5”を挿入]に概要が示されている承認基準を満たさない部品は適格としません。[該当する場合 – 次の除外項目は適用されないことがあります...]“

3.2. 設計用に指定されている物質や部品 (OEM の物質および部品を含む) がこの仕様に遵守していることを確認します。

4. サプライヤの責任:

サプライヤ全員の責任:

4.1. モトローラ社に販売するすべての部品および組立品は、この仕様のセクション 5 に示されている報告要件を満たすこと。

4.2. コンプライアンスコネクト、eW18 (以下eW18 とする) を利用して、規制および報告義務のある物質を報告すること。承認されている最新版を必ず使うためには、ツールを <http://www.motorola.com/citizenship/materialsdisclosure> からダウンロードしてください。この用紙の記入方法は、同じウェブサイトの説明されています。

4.3. 2つ以上の部品表または生産作業がある場合、最悪ケースの材料量データを報告すること。

4.4. この仕様の要件を下層サプライヤに転送すること。下層サプライヤデータ入力材料および物質データを完璧にするためには必要不可欠です。

4.5. eW18 を利用して更新されたレポートを再提出し、そして該当するその他のモトローラ社変更管理要件を満たすことにより、承認された部品または組立部品の材料量に対する変更を報告すること。

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **6 / 24**

4.6. モトローラ社は具体的な限られた用途においては、IPC1752-1 宣言クラス「3」またはそれ以上の使用を許可することがあります。サプライヤは同企業製品コンプライアンス組織から事前に承認をもらい、同時に環境衛生と安全(EHS)からも承認を得て、はじめて eW18 以外のフォーマットで報告することができます。モバイルデバイス事業では eW18 材料開示のみ利用できます。

4.7. すべての承認された IPC 用紙は、モトローラ社が作成および提供します。サプライヤは <http://www.ipc.org/> から直接 IPC 1752-1 をダウンロードしないこと。この用紙の記入方法については <http://www.motorola.com/citizenship/materialsdisclosure> をご覧ください。

4.8. このレポートを完成し、モトローラ社に提出することにより、サプライヤの知る限りすべての情報が真実かつ適切であることの証拠となります。

5. 報告:

均一物質の構成を定めるためにラボでの分析を利用した場合、IEC で現在開発中のもののように、国際基準に基づいて行う必要があります。注記:材料分析はこの仕様のすべての要件を満足することを意図していません。

5.1. 報告に関する指示は以下のとおりです。

5.1.1. 部品または組立品に含まれている均一物質は 100% 報告すること。

5.1.2. 各均一材料に含まれている規制および報告義務がある物質の濃度が付録 A にある報告閾値を超える場合、そのすべてを報告すること。

- 例: 共晶混合物の錫/鉛はんだコーティングがキャパシタの仕上げに使用されている。この場合、そのコーティングの重量に基づいて、鉛の濃度を報告する義務が生じる。これは共晶混合物のはんだなので、鉛の濃度は通常 37% である。その他の場合、濃度を計算するために均一材料の重量 (この場合は錫/鉛) を知る必要がある。

5.1.3. リサイクル材料の報告モトローラ社に出荷された部品の再利用材料の重量により、その割合を決めます。再利用材料は、「工場から再利用された資源」と「消費者が製品を利用した後に再利用された資源」として表現します。

5.1.4. 均一材料の構成を報告する際、「その他」は使用することができますが、均一物質の 10% を超えてはなりません。ただし、次の場合はその限りではありません。

5.1.4.1. コンプライアンスコネクフルダウンメニューに、その物質に適切な CAS 番号/名前が見つからない、または

5.1.4.2. 実際の CAS 番号/名前は知られているが、知的所有権のために報告することができない、そして

サプライヤがこの仕様の付録 A に従い、禁止、規制および報告義務のある物質が報告閾値を越えていないことを確認し、そして

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **7 / 24**

サプライヤがコンプライアンスコネクティブファイルの「材料」タブの、その材料に対応する「備考」フィールドに、(5.1.4.1)または(5.1.4.2)に従い「その他」が10%以上であることを報告する理由を入れ、データを見直している個人にこの情報を伝えること。許容できる備考としては:

「CAS番号はこのファイルになし、実際のCAS番号はxxx-xx-xである」または

「サプライヤまたは材料のサプライヤと知的所有権の問題あり」

5.1.5. 組立品の中にある電池(例えばPWBのボタン電池)はコンプライアンスコネクティブ、W18電子報告ツールの部品ツリータブのサブ部品として必ず報告すること。電池に使われている材料と物質は、部品詳細タブにおいて必ず報告すること。さらに、「電池」という単語は、部品名フィールドで必ず使用すること。

5.1.6. サプライヤは使用されているすべての単位に一貫性があり、物質の濃度を正確に表す責任があります。

最後に、部品承認基準と関連控除項目を報告要件と混乱しないこと。物質または材料の報告は、それが控除対象でも、部品承認基準を満足している場合でも必ず必要です。例えば、セラミック中の鉛は報告しなければなりません。

6. 部品承認基準:

モトローラ社は付録Cのさまざまなセクションにある承認基準に基づいて、部品のコンプライアンス状況を割り当てます。この状況は部品が使用できるかどうかを決めます。モトローラ社はすべての部品が付録Cに概要が示されている承認基準を満たすことを要求します。ただし、社内例外ポリシーに定義されているように、正式に免責がある場合はその限りではありません(いくつかのスペアおよび交換部品、顧客仕様に要する部品、特定市場など)。これはこの仕様を参照する部品およびこの仕様に対応する承認基準に適用されます。

承認基準を満足しているかどうかに関わらず、必ずこの仕様に従って報告してください。

7. 参照文書:

1210601Aモトローラ社へのインバウンド出荷の梱包要件-モトローラ社グローバル仕様は<http://compass.mot.com/go/globalspecs/1210601A.pdf>にあります。

12G13933E15モトローラ社グローバル梱包、環境要件文書-モトローラ社グローバル仕様は<http://compass.mot.com/go/globalspecs/1213933E15.pdf>にあります。

A3025環境的に好まれる製品のための要件を選択&指定する手順-モトローラ社内の文書が<http://compass.mot.com/go/98731228>にあります。この文書はサプライヤの要件ではありません。

1202897W19制約のある材料のテスト要件-この仕様はモトローラ社の制約のある材料テストの最小要件を定義します。このテスト要件は特定の物質に対して12G02897W18材料公開項目をサポートします。この仕様は<http://compass.mot.com/doc/261577120/1202897W19.pdf>にあります。

**MOTOROLA**

材料または方法仕様

NO. **12G02897W18**

グローバル共通仕様

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **8** /24

詳細は<http://www.motorola.com/citizenship/materialsdisclosure>をご覧ください。上記の仕様のコピーはモトローラ社の代表者またはスケジュールシェアリングを参照してください。

8. 修正:

このドキュメントの禁止、規制および報告義務のある物質一覧に対する変更は、モトローラ企業 EHS 手順、A3019 に従うこと。モトローラ EHS 部門がこの文書を管理します。

**MOTOROLA**

材料または方法仕様

NO. **12G02897W18**

グローバル共通仕様

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **9** /24

9. 承認:

事業	承認者	承認者署名	日付
モバイルデバイス	Dennis Bartelt		
ホームおよびネットワークモビリティ	Joseph DiBiase		
企業品質	Fred Kowitz		
政府および公共安全	Fred Moloznik		
製品設定管理	Karen Pauwels		
企業 EHS	Jodi Shapiro		

10. 付録:



題名: 規制および報告義務のある材料の開示

修正日付: 2008年5月15日

メモ: GS2757

版: M

ページ: 10 / 24

付録 A : 禁止、規制および報告義務のある物質

この付録にあるすべての物質はセクション5に従い報告すること。各均一材料において自然に存在する汚染物質には閾値が適用されます。

物質	モトローラ社カテゴリ	報告閾値 (特に指示がない限り、均一レベルにおける ppm)
アスベスト、アスベスト化合物	禁止	-
フロンおよびハロン (オゾンを減少させる化学物質、I級およびII級) [1, 4]	禁止	-
ハロゲン化したダイオキシンおよびフラン	禁止	-
ポリ塩素化ビフェニールおよび誘導体 (PCB)	禁止	-
ポリ塩化テルフェニールおよび誘導体 (PCT)	禁止	-
皮革や繊維におけるアゾ染料	規制	1
砒素および砒素化合物[4]	規制	100
臭素化難燃剤(PBBまたはPBDE以外) (例えばテトラプロモビスフェノール-A)	規制	100
エチレングリコールモノメチルエーテルおよびその酢酸塩	規制	1
エチレングリコールモノエチルエーテルおよびその酢酸塩	規制	1
カドミウムおよびカドミウム化合物	規制	10
クロム(VI)化合物	規制	100
皮革および繊維におけるクロム(VI)化合物	規制	1
鉛および鉛化合物	規制	100
ケーブルジャケットの鉛[2, 3]	規制	100
水銀および水銀化合物[2]	規制	1
多臭素化ビフェニール(PBB) [2]	規制	100
ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE) (ノナ臭素化ジフェニルエーテルを含む)	規制	100
PVC および塩化ビニルモノマー	規制	100
アルミおよびアルミ化合物	報告義務のある	100
アミン、脂肪族	報告義務のある	100
アニリン塩	報告義務のある	100
アントラセン	報告義務のある	100
アンチモンおよびアンチモン化合物	報告義務のある	100
芳香族アミンおよび染料	報告義務のある	100

**MOTOROLA**

材料または方法仕様

NO. **12G02897W18**

グローバル共通仕様

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **11** /24

モノマーとしての芳香族化合物 (別にリストされている場合を除く)	報告義務のある	100
多環芳香族炭化水素 (PAHおよびPCAH)	報告義務のある	100
4-アミノビフェニル	報告義務のある	100
バリウム化合物、硫酸バリウム以外	報告義務のある	100
ベリリウムおよびベリリウム化合物	報告義務のある	100
ビスマスおよびビスマス化合物	報告義務のある	100
特定の短および中鎖塩化パラフィン	報告義務のある	100
クロム(III)およびクロム化合物	報告義務のある	100
コバルトおよびコバルト化合物	報告義務のある	100
銅および銅化合物	報告義務のある	100
フェロシリコンおよび合金	報告義務のある	100
ホルムアルデヒド	報告義務のある	100
金および化合物	報告義務のある	100
モノマーとしてのハロゲン化した芳香族化合物 (ポリ塩化ナフタレンを含む)	報告義務のある	100
水分により酸性の蒸気を作り出すハロゲン酸塩	報告義務のある	100
鉄および鉄化合物	報告義務のある	100
マグネシウムおよびマグネシウム化合物	報告義務のある	100
ニッケルおよびニッケル化合物	規制	100
有機アゾおよびアゾオキシ化合物	報告義務のある	100
有機ハロゲン化合物 (別にリストされている場合を除く)	報告義務のある	100
有機リン化合物	報告義務のある	100
有機シリコン化合物	報告義務のある	100
パラジウムおよびパラジウム化合物	報告義務のある	100
過塩素酸塩	報告義務のある	6 ppb
パーフルオロアルキルスルホン酸類(PFAS)および誘導体 (PFOSを含む)	規制	100
パーフルオロカーボン	報告義務のある	100
フタル酸	規制	100
ポリ臭化ターフェニル	報告義務のある	100
放射性物質	報告義務のある	100
セレンおよびセレン化合物	報告義務のある	100
銀および銀化合物	報告義務のある	100
小さいファイバー - 直径 5 μ m (ミクロン) 以下の繊維あるいは小繊維を含む、すべての製品:直径比は 3 : 1 以上であること	報告義務のある	100
六フッ化硫黄	報告義務のある	100
タンタルおよびタンタル化合物	報告義務のある	100
テルルおよびテルル化合物	報告義務のある	100

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **12 / 24**

テトラメチルチウラム・ジスルフィド (チラム)	報告義務のある	100
タリウムおよびタリウム化合物	報告義務のある	100
錫および錫化合物 (トリブチル、トリフェニルスズまたはトリブチルスズ)	報告義務のある	100
リブチルスズオキシド(TBTO)	報告義務のある	100
トリブチル(TBT)およびトリフェニルスズ(TPT)	報告義務のある	100
亜鉛および亜鉛化合物	報告義務のある	100

1. オゾンを減少させる物質がモトローラ社のサプライヤの部品を処理する際に使用されている場合は、報告義務があります。
2. この物質は意図的に追加されたものではないかもしれません。
3. 濃度は外部ケーブルジャケットの重量に基づいており、導体、シースが付いている導体またはアース用ジャケットを含みません。
4. 梱包および木製パレットあるいはその他の木製梱包材 (臭化メチルを含む) 用の燻蒸技術において禁止。

付録 B : 予約済み

このスペースは将来における改版のために意図的に設けられています。

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **13** /24**付録 C : 承認基準**

注記:モトローラ社が定める特定の顧客用の要件は、付録 C で定める基準より制約がある可能性があります。
承認閾値は指定されていない限り、均一物質に適用されます。

セクション 1: ECOMOTO 製品承認基準

付録 2 セクション 2 に加え、次の物質は免責が示されている場合を除いて、指定された制限を越えてはなりません。

物質	モトローラ社 カテゴリ	承認閾値 (特に指示が ない限り、均 一レベルにお ける ppm)
臭素化難燃剤(PBB または PBDE 以外) (例えばテトラブ ロモビスフェノール-A)	規制	1000
PVC および塩化ビニルモノマー	規制	1000
<u>フタル酸</u>	規制	100



題名: 規制および報告義務のある材料の開示

修正日付: 2008年5月15日

メモ: GS2757

版: M

ページ: 14 / 24

セクション 2: グローバルコンプライアンス承認基準 (非モバイルデバイス事業部部品) :

次に挙げられる物質は、免責が示されていない限り、指定された制限を越えてはなりません。

物質	モトローラ社 カテゴリ	承認閾値 (特に指示が ない限り、均 一レベルにお ける ppm)	参照
アスベスト、アスベスト化合物[4]	禁止	-	EU指針
フロンおよびハロン (オゾンを減少させる化学物質、I級 およびII級) [1]	禁止	-	EU規制
ハロゲン化したダイオキシンおよびフラン	禁止	-	ドイツ規制
ポリ塩素化ビフェニールおよび誘導体 (PCB)	禁止	-	EU指針
ポリ塩化テルフェニールおよび誘導体 (PCT)	禁止	-	EU指針
皮革や繊維におけるアゾ染料	規制	30	EU指針
保存剤として木製製品に含まれている砒素および砒素化合 物	規制	[4]	EU 指針 [2003/2/EC]
エチレングリコールモノメチルエーテルおよびその酢酸塩	規制	5	カルフォルニア 州規制
エチレングリコールモノエチルエーテルおよびその酢酸塩	規制	5	カルフォルニア 州規制
カドミウムおよびカドミウム化合物	規制	100	RoHS
梱包に含まれるカドミウム、クロム(VI)、鉛と水銀の金属 および化合物	規制	一覽されてい る金属の合計 が、梱包重量 全体に基づい て、100ppmを	EU 梱包指針、 さまざまなア メリカの州
「携帯」電池におけるカドミウムおよびカドミウム化合物	規制	電池重量合計 の 20ppm。	EU 電池指針
クロム(VI)化合物	規制	1000	RoHS
皮革および繊維におけるクロム(VI)化合物	規制	3	ドイツ規制
鉛および鉛化合物	規制	1000	RoHS
ケーブルジャケットの鉛[2, 3]	規制	300	州案 65
水銀および水銀化合物[2]	規制	1000	スイス規制、 アメリカ北東 部

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **15** /24

電池に含まれる水銀および水銀化合物[2]	規制	電池重量合計の 5ppm	EU 電池指針
ニッケルおよびニッケル化合物[5]	規制	100	モトローラ社 イニシアチブ
多臭素化ビフェニル(PBB)	規制	1000	カナダ規制, EU 指針
ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	規制	1000	EU 指針、アメリ リカ、イリノ
パーフルオロアルキルスルホン酸類(PFAS)および誘導体 (PFOSを含む)	規制	100	EU 指針 [2006/122/EC]

1. オゾンを減少させる物質がモトローラ社のサプライヤの部品を処理する際に使用されている場合は、報告義務があります。
2. この物質は意図的に追加されたものではないかもしれません。
3. 濃度のベースは外部ケーブルジャケットの重量に基づいており、導体、シースが付いている導体またはアース用ジャケットを含みません。
4. 梱包および木製パレットあるいはその他の木製梱包材（臭化メチルを含む）用の燻蒸技術において禁止。
5. 皮膚と直接そして長期間接触する意図で作られる製品や部品の表面準備において規制。このような製品や部品は EN1811:1999 に従い材料テスト研究所で評価して、ニッケルイオンの放出率が < 0.5 μg/cm²/週であることを検証しなければなりません。サプライヤはこの基準へのコンプライアンス宣言を提供すると共に、関係する製品や部品の材料公開を提出します。

グローバルコンプライアンス承認基準に対する免責事項：

1. 電球型蛍光灯の水銀はランプ当たり 5 mg を超えないこと。
2. 一般用途の直管蛍光灯に含まれる水銀が次の値を超えないこと：
 - a. 白色の蛍光体、10 mg
 - b. 通常寿命の三リン酸塩ランプ、5 mg
 - c. 長寿命の三リン酸塩ランプ、8 mg。
3. 特別用途の直管蛍光灯に含まれる水銀。
4. この附属書で特に示されていない他のランプに含まれている水銀。
5. 陰極線管、電子部品および蛍光灯のガラスに含まれる鉛。
6. スチール中の合金要素としての鉛が、重量にして鉛を最高0.35%を占め、アルミが重量にして鉛を最高0.4%を占め、そして銅合金として重量にして鉛を最高4%を占めること。
7. 鉛含有量：
 - a. 溶融温度が高いハンダ（重量にして85%以上の鉛を含む、鉛ベースの合金）。[EU – 2005/747/EC]
 - b. サーバー、ストレージ、ストレージレイシシステム、スイッチング、シグナル、送信およびレコミュニケーション用ネットワーク管理向けの用ネットワークインフラ装置。[EU – 2005/747/EC]
 - c. 電子セラミック部品に含まれる鉛（ピエゾエレクトロニックデバイスなど）。[EU – 2005/747/EC]

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **16** /24

8. マーケティングおよび特定の危険な物質の使用および準備に対する制約に関する指令91/338/EC (1)修正指令76/769/EEC (2)のもとで、禁止されている適用以外の電気接点およびカドミウムメッキに含まれるカドミウムとその化合物。[EU-2005/747/EC]
9. 準拠するピンコネクタシステムにおける鉛の使用。[EU-2005/747/EC]
10. 熱伝導モジュールcリンク用のコーティング材料としての鉛。[EU-2005/747/EC]
11. オプティカルおよびフィルタガラスに含まれる鉛とカドミウム。[EU-2005/747/EC]
12. ピンとマイクロプロセッサのパッケージ間を接続するハンダに含まれる鉛で、2つ以上の要素から成り、鉛の含有量が80%を超え、重量で85%未満のもの。[EU-2005/747/EC]
13. ハンダに含まれる鉛で、集積回路のフリップチップパッケージ中の半導体のダイスとキャリア間で有効な電気接続を完成するためのもの。[EU-2005/747/EC]
14. すべての電池に含まれる鉛および産業用、専門および自動車電池に含まれるカドミウム
15. コネクタ以外のファインピッチコンポーネントの仕上げ用鉛。これにはNiFe鉛フレームでピッチが0.65mm未満のもの、そして銅と鉛のフレームでピッチが0.65mm未満のコネクタ以外のファインピッチコンポーネントの仕上げ用鉛は含まれません[2006/691/EC]

セクション 3: 予約済み

セクション 4: 予約済み



MOTOROLA

材料または方法仕様

NO. **12G02897W18**

グローバル共通仕様

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**

修正日付: **2008年5月15日**

メモ: **GS2757**

版: **M**

ページ: **17 / 24**



題名: 規制および報告義務のある材料の開示

修正日付: 2008年5月15日

メモ: GS2757

版: M

ページ: 18 / 24

セクション 5: モバイルデバイス事業コンプライアンス承認基準:

次に挙げられる物質は、免責が示されていない限り、指定された制限を越えてはなりません。

物質	モトローラ社 カテゴリ	承認閾値 (特に指示が ない限り、均 一レベルにお ける ppm)	参照
アスベスト、アスベスト化合物	禁止	-	EU指針
フロンおよびハロン (オゾンを減少させる化学物質、I級 およびII級) [1, 4]	禁止	-	EU規制
ハロゲン化したダイオキシシンおよびフラン	禁止	-	ドイツ規制
ポリ塩素化ビフェニールおよび誘導体 (PCB)	禁止	-	EU指針
ポリ塩化テルフェニールおよび誘導体 (PCT)	禁止	-	EU指針
皮革や繊維におけるアゾ染料	規制	30	EU指針
保存剤として木製製品に含まれている砒素および砒素化合 物	規制	[4]	EU 指針 [2003/2/EC]
エチレングリコールモノメチルエーテルおよびその酢酸塩	規制	5	カルフォルニ
エチレングリコールモノエチルエーテルおよびその酢酸塩	規制	5	カルフォルニ
カドミウムおよびカドミウム化合物	規制	100	RoHS
梱包に含まれるカドミウム、クロム(VI)、鉛と水銀の金属 および化合物	規制	一覽されてい る金属の合計 が、梱包重量 全体に基づい て、100ppmを 超えていない	EU 梱包指針、 さまざまなア メリカの州
「携帯」電池におけるカドミウムおよびカドミウム化合物	規制	電池重量合計 の 20ppm。	EU 電池指針
クロム(VI)化合物	規制	1000	RoHS
皮革および繊維におけるクロム(VI)化合物	規制	3	ドイツ規制
鉛および鉛化合物	規制	1000	RoHS
ケーブルジャケットの鉛[2, 3]	規制	300	州案 65

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **19** /24

水銀および水銀化合物[2]	規制	1000	スイス規制、 アメリカ北東部
電池に含まれる水銀および水銀化合物[2]	規制	電池重量合計 の 5ppm	EU 電池指針
ニッケルおよびニッケル化合物[7]	規制	100	モトローラ社 イニシアチブ
パーフルオロアルキルスルホン酸類(PFAS)および誘導体 (PFOSを含む)	規制	100	EU 指針 [2006/122/EC]
多臭素化ビフェニル(PBB) [2]	規制	1000	カナダ規制、 EU 指針
ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	規制	1000	EU 指針、アメリ カ、イリノ
臭素化難燃剤(PBBまたはPBDE以外) [5]	規制	1000	モトローラ社 イニシアチブ
PVCと塩化ビニルモノマー[6]	規制	100	モトローラ社 イニシアチブ
フタル酸[6]	規制	100	モトローラ社 イニシアチブ

1. オゾンを減少させる物質がモトローラ社のサプライヤの部品を処理する際に使用されている場合は、報告義務があります。
2. この物質は意図的に追加されたものではないかもしれません。
3. 濃度のベースは外部ケーブルジャケットの重量に基づいており、導体、シースが付いている導体またはアース用ジャケットを含みません。
4. 梱包および木製パレットあるいはその他の木製梱包材（臭化メチルを含む）用の燻蒸技術において禁止。
5. 臭素化難燃剤(PBBまたはPBDE以外)の使用は、次の部品や製品について規制があります。

プリント回路基盤、フレキシブル 基盤、および表示されていないそ の他すべての部品	01.04.08 から有効
集積回路	01.07.08 から有効
バッテリー	01.01.09 から有効
アクセサリ、ODM製品、他社製 品	01.07.09 から有効

6. PVCと塩化ビニルモノマーおよびフタル酸の使用は、次の部品や製品において規制されています。

下記に示されている部品以外全部	01.04.08 から有効
-----------------	---------------

**MOTOROLA**

材料または方法仕様

NO. **12G02897W18**

グローバル共通仕様

題名: **規制および報告義務のある材料の開示**修正日付: **2008年5月15日**メモ: **GS2757**版: **M**ページ: **20 / 24**

バッテリー	01.01.09 から有効
アクセサリ、ODM 製品、他社製 品	01.07.09 から有効

7. 皮膚と直接そして長期間接触する意図で作られる製品や部品の表面準備において規制。このような製品や部品は EN1811:1999 に従い材料テスト研究所で評価して、ニッケルイオンの放出率が < 0.5 $\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{週}$ であることを検証しなければなりません。サプライヤはこの基準へのコンプライアンス宣言を提供すると共に、関係する製品や部品の材料公開を提出します。

Mdb コンプライアンス承認基準に対する免責事項:

1. 電球型蛍光灯の水銀はランプ当たり 5 mg を超えないこと。
2. 一般用途の直管蛍光灯に含まれる水銀が次の値を超えないこと:
 - a. 白色の蛍光体、10 mg
 - b. 通常寿命の三リン酸塩ランプ、5 mg
 - c. 長寿命の三リン酸塩ランプ、8 mg。
3. 特別用途の直管蛍光灯に含まれる水銀。
4. この附属書で特に示されていない他のランプに含まれている水銀。
5. 陰極線管、電子部品および蛍光灯のガラスに含まれる鉛。
6. スチール中の合金要素としての鉛が、重量にして鉛を最高0.35%を占め、アルミが重量にして鉛を最高0.4%を占め、そして銅合金として重量にして鉛を最高4%を占めること。
7. 鉛含有量:
 - d. 熔融温度が高いハンダ（重量にして85%以上の鉛を含む、鉛ベースの合金）。[EU – 2005/747/EC]
 - e. サーバー、ストレージ、ストレージレイシステム、スイッチング、シグナル、送信およびテレコミュニケーション用ネットワーク管理向けの用ネットワークインフラ装置。[EU – 2005/747/EC]
 - f. 電子セラミック部品に含まれる鉛（ piezoelectronic デバイスなど）。[EU – 2005/747/EC]
8. 準拠するピンコネクタシステムにおける鉛の使用。[EU – 2005/747/EC]
9. 熱伝導モジュールcリンク用のコーティング材料としての鉛。[EU – 2005/747/EC]
10. オプティカルおよびフィルタガラスに含まれる鉛とカドミウム。[EU – 2005/747/EC]
11. ピンとマイクロプロセッサのパッケージ間を接続するハンダに含まれる鉛で、2つ以上の要素から成り、鉛の含有量が80%を超え、重量で85%未満のもの。[EU – 2005/747/EC]
12. ハンダに含まれる鉛で、集積回路のフリップチップパッケージ中の半導体のダイスとキャリア間で有効な電気接続を完成するためのもの。[EU – 2005/747/EC]
13. コネクタ以外のファインピッチコンポーネントの仕上げ用鉛。これにはNiFe鉛フレームでピッチが 0.65mm未満のもの、そして銅と鉛のフレームでピッチが0.65mm未満のコネクタ以外のファインピッチコンポーネントの仕上げ用鉛は含まれません[2006/691/EC]